

## 矢板市中小企業者脱炭素融資促進利子補給補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内中小企業者の脱炭素に資する取組の促進を図るため、矢板市中小企業振興資金の融資（以下「制度融資」という。）を受けた中小企業者に対し、予算の範囲内において矢板市中小企業者脱炭素融資促進利子補給補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地域脱炭素に資する設備投資を促進し、ゼロカーボンシティの実現を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 太陽光発電設備 太陽光を受けて発電する設備であつて、当該設備が設置される事業所等において発電した電力を消費できる設備をいう。
- (3) 定置型蓄電池 太陽光発電設備で発電した電力を充電でき、かつ、当該設備が設置される事業所等に電気を供給できる設備をいう。
- (4) 木質バイオマス熱利用設備 木材の伐採、加工等によるチップ、ペレット、薪等を燃焼して暖房や給湯などに利用できる設備で、二次燃焼等により排煙を減少させる機能を有するもの又は燃焼効率が70%以上のものをいう。
- (5) クリーンエネルギー自動車 電気自動車、燃料電池車及びプラグインハイブリッド自動車で、補助対象事業者が所有者である車両（割賦購入により代金完済後に所有者になる車両を含む）をいう。

### (補助金の補助対象事業者)

第3条 利子補給補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす中小企業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

- (1) 脱炭素に資する設備の導入を行う者であること。
- (2) 前号の導入において制度融資の融資決定を受けていること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 個人にあつては、市内に住民登録を行っている者
- (5) 個人以外にあつては、市内に事業所を有し市内に商業登記を行っている者  
(補助事業の対象となる設備)

第4条 前条第1号に規定する脱炭素に資する設備は、次の各号のいずれかに該当するものであつて、矢板市内の土地、建物等に据え付けるもの（クリーンエネルギー自動車を除く。）をいう。この場合において、補助事業の対象となる設備には、導入に要した費用を含むものとする。

- (1) 太陽光発電設備
- (2) 定置型蓄電池
- (3) 木質バイオマス熱利用設備
- (4) クリーンエネルギー自動車
- (5) 建築物への断熱窓、断熱材、LED照明設備等省エネ設備導入
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの  
(補助金の交付申請期間)

第5条 補助金の交付申請期間は、第3条第2号の融資（以下「脱炭素融資」という。）決定日の属する年度の末日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、脱炭素融資の開始の日から12回目の返済日までに補助対象事業者が返済する利子相当分（ただし、10万円を上限とする。）とし、原則

として金融機関の発行する償還予定表に記載された額とする。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 この補助金は、矢板市中小企業創業支援資金融資利子補給金と併用することはできない。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 金融機関との融資契約書の写し
- (2) 金融機関発行の償還予定表の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査の上、補助事業の目的及び内容が適当であると認めたときは、補助金等交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、交付することが適当でないとき、補助金等不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請を取り下げようとするときは、補助金等交付申請取下届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(事業内容等の変更)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知を受けた後、導入する設備の内

容を変更しようとするときは、遅延なく、補助事業等計画変更申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の変更）

第11条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受け、補助金の交付決定を変更したときは、補助金等変更交付決定通知書（別記様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者が補助金の支払いを受けようとするときは、補助金等交付請求書（別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（実績報告の省略）

第13条 補助金の実績報告書は、第7条各号の書類の提出により融資の事実を明らかにすることをもって、これに代えることができる。ただし、市長が必要と認める場合は、実績報告書の提出を求めることができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を利子の支払い以外の目的に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付された条件、法令又は交付決定に基づく命令に違反したとき。

(財産処分の制限)

第15条 脱炭素融資により導入した設備については、補助金の交付対象期間の完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、及びその効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、導入設備を市長の承認を受けないで、事業の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合並びに補助金の交付の目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合並びに天災その他本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの場合は、この限りではない。

3 前項ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)第1条第1項に規定する耐用年数とする。

(調査への協力)

第16条 市長は、補助事業者に対し、脱炭素に関する調査への協力や、取組状況に関する書類の提出を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。